

申請書(申込書)に添付する書類

1 保育を必要とする理由を証明するための書類（父母それぞれの人ごとに必要です）

保育を必要とする理由	証明するための書類	備考
常勤、パート等	○在職証明書	1か月間で30時間以上就労していること (育休中の申請の場合、「育児休業に係る職務復帰申立書」が必要な場合があります)
自営業、内職、農業等	○就労申立・証明書	1か月間で30時間以上就労していること
妊娠、出産	○母子健康手帳の写し（表紙と出産予定期がわかるページの写し）	出産前の8週間（多胎妊娠の場合14週間）程度及び出産後8週間程度までの者
疾病、負傷	○医師の診断書	
障害	○身体障害者手帳の写し ○療育手帳の写し ○精神障害者保健福祉手帳の写し	身体障害者手帳（1～4級） 療育手帳（ⒶⒶⒷ） 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）
病気の人を介護、看護	〔○介護・看護申立書 ○医師の診断書又は介護保険被保険者証の写し（要介護3～5）など〕	
身体障害、知的障害、精神障害のある人を介護	〔○介護・看護申立書 ○医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、通園・通学証明書など〕	親族を常時介護・看護していること
災害復旧	○申立書 (罹災証明書がある場合は証明書等)	震災、風水害、火災、その他災害により自宅又は親族宅の復旧に当たっていること
求職活動	○求職活動状況申立書	入所期間は、入所日から起算して3か月目の日の属する月の末日まで
就学	○在学証明書など	時間割やカリキュラム等がわかるものを添付してください
虐待、DV	○配偶者からの暴力の被害者保護に関する証明書など	配偶者暴力相談支援センター等が発行した「DV被害者が相談した事実を記載した書面」など

注：上記の書類は、申請締切日の3か月前の月の初日以降の証明日のものが必要です。（母子健康手帳、身体障害者手帳等を除く）

上記以外にも書類を提出していただくことがあります。また証明書等の内容によっては、保育が必要であると認められない場合があります。

2 世帯状況を確認するための書類

ひとり親世帯の場合…○遺族基礎年金・児童扶養手当の証書・ひとり親家庭等医療費受給者証等の写し、戸籍謄本など

3 利用者負担額（保育料）算定のための書類

（1）①入所希望日が、1月1日～8月31日の場合

- ・入所希望日が属する年の前年1月1日に広島市に居住していた人…………不要（※）
- ・入所希望日が属する年の前年1月1日に広島市に居住していなかった人…前年度の市町村民税額が確認できる書類

②入所希望日が、9月1日～12月31日の場合

- ・入所希望日が属する年の1月1日に広島市に居住していた人…………不要（※）
- ・入所希望日が属する年の1月1日に広島市に居住していなかった人…今年度の市町村民税額が確認できる書類

※ただし、広島市外で市町村民税が課税されている人、海外で給与を受け取っている人は書類が必要な場合がありますので、ご相談ください。

市町村民税額が確認できる書類について

- ・会社員（特別徴収）の人……………○給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書の写し
- ・個人事業主の人……………○市民税・県民税納税通知書兼税額決定通知書兼納付書の写し
- ・上記以外の人、上記の書類を紛失した人…○市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（課税証明書・所得証明書）
- ・海外在住のため上記の書類がない人……………○1年間（1～12月）の所得を証明する書類（給与証明書、源泉徴収票の写しなど）

注：申請（申込）乳幼児と生計を一にする父母それぞれの人ごとに必要です。

（世帯状況によっては、祖父母等の書類も必要な場合があります。）

4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分は当年度の市町村民税額により、保育料が決定されます。

このほかにも、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

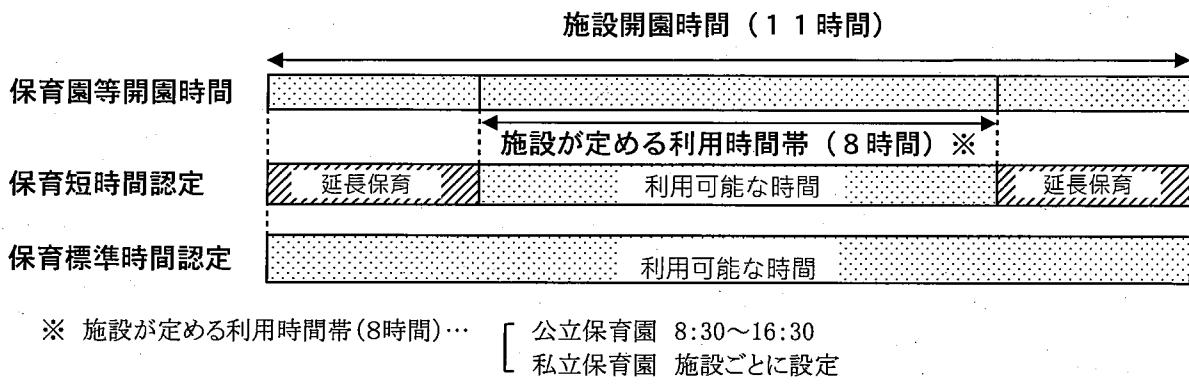
（2）障害児（者）と同居の世帯…

○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当等の証書の写しなど

（3）生活保護受給世帯…○生活保護被保護者証明書の写しなど

保育の必要量について

1 保育園等開園時間と保育必要量のイメージ



2 広島市における保育必要量の区分

保育の必要性の事由	保育必要量
就労	1ヶ月120時間以上
	1ヶ月120時間未満
妊娠・出産	保育標準時間認定
保護者の疾病・障害	保育標準時間認定
同居又は長期入院等している親族の介護・看護	1ヶ月120時間以上
	1ヶ月120時間未満
災害復旧	保育標準時間認定
求職活動	保育短時間認定
就学	1ヶ月120時間以上
	1ヶ月120時間未満
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	保育短時間認定
(その他、上記に類する状態として市町村が認める事由に該当する場合)	1ヶ月120時間以上
別居親族の介護・看護など	1ヶ月120時間未満
	保育標準時間認定
	保育短時間認定

※常態として施設が定める利用時間帯を超えて利用せざるを得ないと本市が認める場合は、保育短時間認定に該当する方であっても保育標準時間認定をうけることができます。詳しくは、以下をご覧のうえ、お申込みの各区保健福祉課へご相談ください。

【保育標準時間として認定できる場合】

- ① 1か月当たりの就労等時間は120時間に満たないものの、1日の就労等時間が8時間以上となるような就労等を常態としている場合であり、保育短時間認定を行うことが適当でないと本市が認めるとき。
- ② 1日の就労等時間は8時間未満だが、勤務時間帯等との関係から、常態として保育園が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと本市が認めるとき。(例:1日の勤務時間帯が午後1時から午後6時までだが、保育園の利用時間が午前9時から午後5時までの場合。)
- ③ ①、②以外で、シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で保育を利用する時間帯がまちまちであり、常態として保育園が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ないと本市が認めるとき。
- ④ ①～③で就労等時間が8時間に満たない場合でも、通勤時間等により利用時間が8時間を超えると本市が認めるとき。

※ 上記①及び②の「常態」とは、就労等の総日数のうち、ア 10日、イ 1か月の就労等総日数の1/2以上の日数のいずれか少ない日数以上の場合とする。

- 保育料は保育標準時間認定と保育短時間認定では異なります。